

第6次いわき市障がい者計画等策定支援業務委託仕様書

1 業務名

第6次いわき市障がい者計画等策定援業務

2 業務の目的

障害者基本法第11条第3項に基づく、障がい者のための施策に関する基本的な計画である「第6次市障がい者計画」（計画期間：令和9年度～令和14年度）、障害者総合支援法第88条等に基づく、障害福祉サービス等の見込量等を設定し、施策の一層の充実を図るため、市障がい者計画の実施計画として位置づけである「第8期市障がい福祉計画」（計画期間：令和9年度～令和11年度）及び「第4期市障がい児福祉計画」（計画期間：令和9年度～令和11年度）策定にあたり、計画素案作成等を行うもの。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 障がい者等の現況及び動向の整理

以下の項目を主とし、市の関連資料を基に現状の分析・把握を行う。基礎データの収集、分析、整理、現計画の現状と問題点の見直しを行う。

- ・ 障がい福祉サービスや施策、事業の現況及び動向の整理
- ・ 市の概要、社会経済的特性や地域内社会資源等の把握
- ・ 上位計画及び関連計画、及び国・県の動向等の把握
- ・ 市の各種計画の整理・把握
- ・ 障がい者（児）の現況動向と特性の把握（障がい種別人数の動向）
- ・ 他、市の現状を把握するために必要と考えられる調査の実施

(2) 計画策定等支援事業

基礎資料のデータ分析や、令和7年度に実施した当事者及び関係団体に対するアンケート調査及びヒアリング調査の結果等各種分析結果を総合的に勘案し、国・県の計画策定に関する考えを踏まえ、計画骨子案及び計画全体素案を作成する。

ア 課題の整理と現行計画の課題分析

イ 障がい者福祉施策の分析・評価と今後の検討

ウ 障がい福祉サービス見込量等の確保のための方策等の検討

エ 計画素案の作成

オ パブリックコメント運営支援

カ 他、市民から広く意見を募集するために効果的と考えられる取り組みの実施

- (3) いわき市地域自立支援協議会の運営支援
- ア 協議会運営支援（3回程度）
（会議資料の原稿データの作成／出席・運営補助／会議録の作成）
 - イ 担当事務局との打ち合わせ（電話及びメールにて適宜実施）
- (4) パブリックコメントの実施支援
いわき市が実施する市民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等を行い、結果を計画案へ反映する。

5 成果品

- (1) 第6次いわき市障がい者計画・第8期いわき市障がい福祉計画・第4期いわき市障がい児福祉計画（詳細版）
A4判・200頁程度・2色刷り・表紙等カラー・1,000部
- (2) 第6次いわき市障がい者計画・第8期いわき市障がい福祉計画・第4期いわき市障がい児福祉計画（概要版）
A4判・32頁程度・フルカラー・1,000部
障がい者への配慮を踏まえ、音声コード（Uni-Voice）を付与すること
- (3) 第6次いわき市障がい者計画・第8期いわき市障がい福祉計画・第4期いわき市障がい児福祉計画（障がい者向け）
A4版・10頁程度・フルカラー・1,000部
障がい者への配慮を踏まえ、音声コード（Uni-Voice）を付与すること
- (4) 関係会議の議事録(要旨)
- (5) 上記を含む、関連データ一式

※ 全ての成果品において電子データは Microsoft Word 2010 以上の形式で収録すること。

6 スケジュール（予定）

時 期	作 業 内 容	備 考
7月中旬	業者選定・契約締結	
8月	計画素案作成	市地域自立支援協議会
10月	パブリックコメント実施	
11月上旬～中旬	パブリックコメント結果検証	
11月下旬～1月下旬	計画案作成	市地域自立支援協議会
2月	計画策定	市地域自立支援協議会
2月中旬～3月上旬	校正・印刷・成果品（製本物）納品	

7 打合せ及び内容の記録

- (1) 受託者が打合せ内容の記録を作成し、いわき市と相互に確認を行う。
- (2) いわき市において実施する打合せは、3回程度を予定。(市地域自立支援協議会出席とは別とする。)
- (3) 本業務の連絡調整については緊密に行うこととし、いわき市からの求めに応じて、専門的なアドバイス等の支援をすること。
- (4) 本業務の支援について、いわき市の作業に支障をきたすことのないよう、人員体制等、万全の業務実施体制を整えること。

8 その他特記事項

- (1) 受託者は、作業の方法や順序及び作業の実施に必要な事項について、常にいわき市と綿密に連絡を取り合い、その指示に従いながら本業務の目的を達成しなければならない。

なお、内容に疑義が生じたときは、速やかにいわき市と協議しなければならない。

- (2) 受託者は、受託業務の実施予定及び実施状況について、定期的にいわき市に報告するとともに、いわき市から求められたときには速やかに報告すること。
- (3) 成果品に関する著作権はすべていわき市に帰属するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間の終了または解除後も同様とする。ただし、法令に基づく要請があった場合はこの限りではない。
- (5) 受託者は、業務実施に当たっては、いわき市個人情報保護条例の規定を遵守し、対象者の個人情報保護に万全を期すること。
- (6) 受託者は、本業務の成果品(業務の過程で得られた記録等を含む。)を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (7) 本仕様書について定めのない事項等が生じた場合、または本業務履行上、基本事項の変更の必要が認められた場合には、いわき市と受託者間で双方協議の上、定めるものとする。